



事務連絡  
令和5年4月25日

各 

|      |
|------|
| 都道府県 |
| 指定都市 |
| 中核市  |

 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の  
療養期間の考え方等について  
(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、現在、感染症法に基づき、有症状者は発症から7日間の自宅療養（外出自粛）を求めています。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後は、感染症法に基づき、行政が患者に対し、外出自粛を要請することはなくなり、外出を控えるかどうかは、季節性インフルエンザと同様に、個人の判断に委ねられることになることから、その具体的な取扱（位置づけ変更後の Q&A、新たな分析結果、諸外国の事例）について、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）が別添1のとおり発出されました。

感染症法上の位置づけ変更後において、高齢者施設等における従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の療養期間の考え方について、別添1のQ&A②及び別添2においてお示ししているところですが、「高齢者施設等」には、重症化リスクが高い者（65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する障害児者等）が多く生活する障害福祉サービス事業所等（障害児入所・通所事業所を含む）が含まれます。

貴部（局）におかれては、内容をご了知の上、管内の市区町村及び関係施設等に対して周知をお願いします。

**【別添1】**

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

**【別添2】**

「5類移行後の新型コロナに罹患した介護従事者の就業制限解除の考え方について」

事務連絡  
令和 5 年 4 月 14 日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の  
療養期間の考え方等について  
(令和 5 年 5 月 8 日以降の取扱いに関する事前の情報提供)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、現在、感染症法に基づき、一定期間の自宅療養（外出自粛）を求めています。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後は、感染症法に基づき、行政が患者に対し、外出自粛を要請することはなくなり、外出を控えるかどうかは、季節性インフルエンザと同様に、個人の判断に委ねられることになることから、その判断に資する情報（位置づけ変更後の Q&A、新たな分析結果、諸外国の事例）を別紙のとおりお示しします。

令和 5 年 4 月 5 日の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードに提出された新たな分析結果を踏まえると、発症後 3 日間は感染性のウイルス排出量が非常に多く、5 日間経過後は大きく減少することから、特に発症後 5 日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意が必要です。

位置付け変更後は、政府として一律に外出自粛を要請するものではありませんが、個人や事業者の判断に資するよう、この分析結果や諸外国の事例を踏まえ、発症後 5 日を経過し、かつ、症状軽快から 24 時間経過するまでの間は外出を控えていただくことを推奨するとともに、その後も 10 日間を経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控えていただくことを推奨することを情報提供します。

また、位置づけ変更後は、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

つきましては、本内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。なお、お示しした考え方は、本年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染

症の感染症法上の位置付けの変更が行われることを前提とした取扱いであり、個人の療養や事業者の取組みに当たって参考となるよう、事前に情報提供を行うものです。本取扱いは、同日の前に改めて、予定どおり位置付けの変更を行うかの確認を行った後に確定するものであることを申し添えます。また、文部科学省において、学校で新型コロナに罹患した児童等について、学校保健安全法に基づく出席停止期間について検討していることを申し添えます。

(参考1) 療養期間に関する現行の取扱い

- ・新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について（厚生労働省ウェブサイト）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

(参考2) 患者のウイルス排出量に関する分析結果

- ・オミクロン系統感染者鼻咽頭検体中の感染性ウイルスの定量（令和5年4月5日 第120回厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード専門家提出資料）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001084525.pdf>

## Q 1 : 新型コロナウイルス感染症は、他の人にうつすリスクはどれくらいありますか？

新型コロナウイルス感染症では、鼻やのどからのウイルスの排出期間の長さに個人差がありますが、**発症2日前から発症後7～10日間は感染性のウイルスを排出している**といわれています（参考1）。

発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、**特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意**してください（参考2）。

また、排出されるウイルス量は発熱やせきなどの症状が軽快するとともに減少しますが、症状軽快後も一定期間ウイルスを排出するといわれています。

参考1 国立感染症研究所のデータによれば、感染力のあるウイルスを排出する患者の割合は、症状が続いている患者も含め、発症日を0日目として8日目（7日間経過後）で15%程度、11日目（10日間経過後）で4%程度となります。

参考2 国立感染症研究所のデータによれば、感染力のあるウイルスを排出する患者について、発症日を0日目として3日間程度は平均的に高いウイルス量となっていますが、4日目（3日間経過後）から6日目（5日間経過後）にかけて大きく減少し、ウイルスの検出限界に近づきます（6日目（5日間経過後）前後のウイルス排出量は発症日の20分の1～50分の1）。一般に、ウイルス排出量が下がると、他の人にうつしにくくなると言われています。

### Q2：新型コロナウイルス感染症にかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのでしょうか？

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。その際、以下の情報を参考にしてください。

周囲の方や事業者におかれても、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

各医療機関や高齢者施設等においては、以下の情報を参考に、新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。なお、高齢者施設等については、重症化リスクを有する高齢者が多く生活することも考慮してください。

また、感染が大きく拡大している場合には、一時的により強いお願いを行うことがあります。

#### (1) 外出を控えることが推奨される期間

- ・特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目（※1）として

**5日間は外出を控えること**（※2）、

かつ、

- ・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの**症状が軽快して**

**24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること**

**が推奨されます。**症状が重い場合は、医師に相談してください。

（※1）無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

（※2）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

#### (2) 周りの方への配慮

**10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性のあることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。**発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

※ 学校における取扱いについては、文部科学省においてパブリックコメントを実施予定。

## Q3：5月8日以降の「濃厚接触者」の取扱はどのようになりますか？

令和5年5月8日以降は、5類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナウイルス患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

## Q4：家族が新型コロナウイルス感染症にかかったら、どうしたらよいですか？

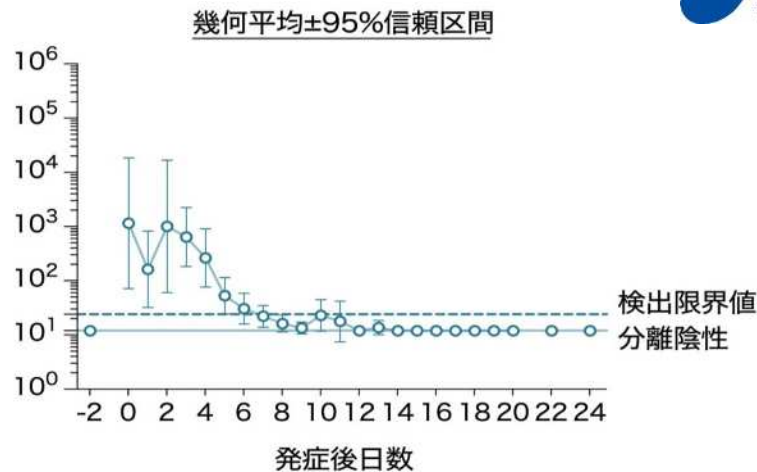
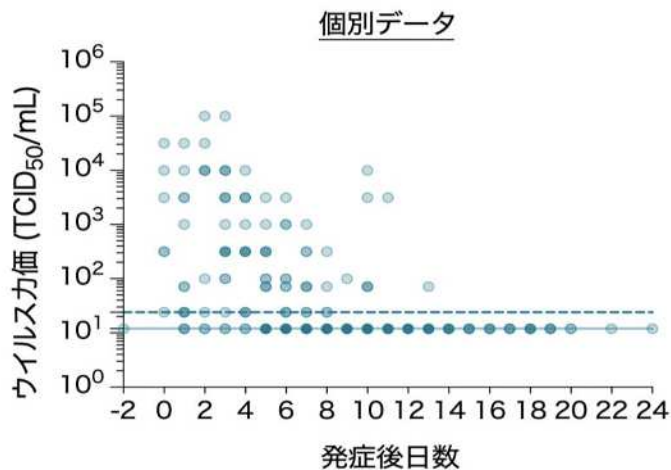
ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったら、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。

その上で、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間はお自身の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。こうした間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう。もし症状が見られた場合には、Q2をご覧ください。



# 参考 1 第120回厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策 アドバイザリーボード専門家提出資料（令和5年4月5日）

## オミクロン系統感染者のRT-qPCR陽性検体における鼻咽頭検体中の感染性ウイルスの定量



| 発症後日数   | -2     | -1     | 0             | 1           | 2             | 3             | 4           | 5           | 6          | 7          | 8          | 9          | 10         | 11        |
|---------|--------|--------|---------------|-------------|---------------|---------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 検体数     | 1      | 0      | 6             | 14          | 9             | 18            | 15          | 22          | 26         | 29         | 20         | 18         | 26         | 14        |
| 幾何平均    | 12.0   | NA     | 1156.8        | 163.1       | 1009.9        | 642.1         | 262.9       | 53.0        | 30.6       | 22.1       | 16.6       | 13.5       | 23.7       | 17.9      |
| 95%信頼区間 | NA, NA | NA, NA | 72.0, 18577.9 | 32.4, 821.8 | 60.4, 16877.6 | 183.5, 2246.6 | 76.2, 907.0 | 24.5, 114.6 | 16.0, 58.4 | 14.0, 35.0 | 11.3, 24.3 | 10.5, 17.3 | 11.8, 47.4 | 7.6, 42.2 |

**目的：**オミクロン系統感染者から採取されたウイルス分離試験陽性の鼻咽頭スワブ検体中の感染性ウイルスを定量するために、ウイルス力価（感染性ウイルス量）を測定した。

**材料：**感染症法第15条第2項の規定に基づき2021年11月29日から2022年1月13日までに実施されたオミクロンBA.1系統感染者を対象とした積極的疫学調査の残余検体のうち、オミクロンBA.1系統感染有症状者85症例から得られたRT-qPCR陽性の鼻咽頭スワブ検体（合計277検体）※無症状者は含まない。

**方法：**被験検体の希釈系列を作製し、VeroE6/TMPRSS2細胞に接種し5日間培養後、CPEを指標として検体中のウイルス力価を測定した。ウイルス力価の計算はKarBerの式によってTCID<sub>50</sub>/mLとして算出した。検出限界値は24 TCID<sub>50</sub>/mL(点線)でウイルス分離陰性の検体は12 TCID<sub>50</sub>/mL(実線)とした。発症後日数毎の個別データと幾何平均と95%信頼区間を示した。

**結果：**発症後から幾何平均ウイルス力価の減少傾向が認められた。発症後7日には、幾何平均ウイルス力価が検出限界値を下回り、それ以降、幾何平均ウイルス力価が検出限界値を上回ることにはなかった。

**考察：**RT-qPCR陽性であった鼻咽頭検体において、発症後、経時的に感染性ウイルス量が減少していることが示唆された。

**制限：**本検討ではRT-qPCR陰性であった検体を含んでおらず、感染性ウイルスを排出している者の割合については評価していない。また、今回の検体は全てBA.1感染者から採取された検体であり、他の変異株感染者等で同様の結果であるかどうかは不明である。ワクチン接種者と未接種者、過去の感染履歴がある者など免疫履歴が異なる者を区別しておらず、これらが結果に影響を与える可能性を否定できない。発症後日数の経過した検体は観察期間の長い症例のみから採取されており、有症状期間が長い症例に偏っている可能性があり、これらが結果に影響を与える可能性を否定できない。

## 参考 2 諸外国の状況（新型コロナウイルス感染症の療養期間）

| 国名       | 施策内容  |
|----------|---|
| 米 国      | <ul style="list-style-type: none"> <li>無症状者： 5日間の隔離を推奨</li> <li>有症状者： 5日間が経過し、解熱剤の服用なく24時間の解熱を得られるまで隔離を推奨（症状改善傾向にない場合は隔離を継続）</li> <li>10日間は屋内のマスク着用等を推奨。</li> </ul> <p>(出典) CDCホームページ (<a href="https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/your-health/isolation.html">https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/your-health/isolation.html</a>)</p>   |
| 英 国      | <ul style="list-style-type: none"> <li>18歳未満は3日間、18歳以上は5日間の隔離を推奨</li> <li>10日間はハイリスク者との接触を避けることを推奨</li> </ul> <p>(出典) NHSホームページ (<a href="https://www.nhs.uk/conditions/covid-19/covid-19-symptoms-and-what-to-do/">https://www.nhs.uk/conditions/covid-19/covid-19-symptoms-and-what-to-do/</a>)</p>   |
| 台 湾      | <ul style="list-style-type: none"> <li>待機期間は設けられていないが、抗原検査で陰性になるまで、または発症（無症状の場合は検査）から10日間を自主健康観察期間として、症状がある場合は不要不急の外出を避け、自宅待機を推奨</li> </ul> <p>(出典) 台湾CDCホームページ (<a href="https://www.cdc.gov.tw/En/Category/ListContent/tov1jahKUv8RGSbvmzLwFg?uaid=WSZT7bbeEkFGIR2km4-wAQ">https://www.cdc.gov.tw/En/Category/ListContent/tov1jahKUv8RGSbvmzLwFg?uaid=WSZT7bbeEkFGIR2km4-wAQ</a>)</p>   |
| シンガポール   | <ul style="list-style-type: none"> <li>待機期間は設けられていないが、軽症者には症状がある間の自宅待機を推奨</li> </ul> <p>(出典) 保健省ホームページ (<a href="https://www.moh.gov.sg/covid-19">https://www.moh.gov.sg/covid-19</a>)</p>  |
| フランス     | <ul style="list-style-type: none"> <li>待機期間は設けられていないが、感染予防としてマスク着用やテレワーク等を推奨</li> </ul> <p>(出典) 政府ホームページ (<a href="https://www.service-public.fr/particuliers/actualites/A15610?lang=en">https://www.service-public.fr/particuliers/actualites/A15610?lang=en</a>)</p>  |
| 韓 国      | <ul style="list-style-type: none"> <li>隔離義務あり（違反した場合には罰則の対象）</li> <li>隔離期間を7日間から5日間に短縮する予定（※）</li> </ul> <p>※さらに、今後、感染症分類の引き下げも予定しており、その際、5日の期間は維持しつつ、従来の「隔離義務」から「勧告」に変更する予定</p> <p>(出典) 政府ホームページ (<a href="https://ncov.kdca.go.kr/tcmBoardView.do?gubun=BDJ&amp;brdId=3&amp;brdGubun=31&amp;dataGubun=&amp;ncvContSeq=7221&amp;board_id=312&amp;contSeq=7221#">https://ncov.kdca.go.kr/tcmBoardView.do?gubun=BDJ&amp;brdId=3&amp;brdGubun=31&amp;dataGubun=&amp;ncvContSeq=7221&amp;board_id=312&amp;contSeq=7221#</a>)</p> |
| ニュージーランド | <ul style="list-style-type: none"> <li>7日間の隔離義務あり</li> </ul> <p>(出典) 政府ホームページ (<a href="https://covid19.govt.nz/testing-and-isolation/if-you-have-covid-19/">https://covid19.govt.nz/testing-and-isolation/if-you-have-covid-19/</a>)</p>   |

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。以下の一般向けの情報を参考にしつつ、高齢者施設等には重症化リスクを有する高齢者が多く生活することを踏まえ、各施設において新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。

### ■ 5 類移行後の新型コロナ患者の療養の考え方

- 発症後5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまでは、外出を控えることが推奨されます（※1）。
- 発症後10日間が経過するまでは、マスクの着用等周りの方へうつさないよう配慮をお願いします。

### ■ 現行のインフルエンザの就業制限等の考え方

#### ■ 学校保健安全法施行規則（平成27年一部改正）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」をインフルエンザによる出席停止期間としている。

■ 国公立大学附属病院感染対策協議会 病院感染対策ガイドライン2018年版  
インフルエンザに罹患した医療従事者は就業制限を考慮する。特にハイリスク患者への接触は避けるべきである。

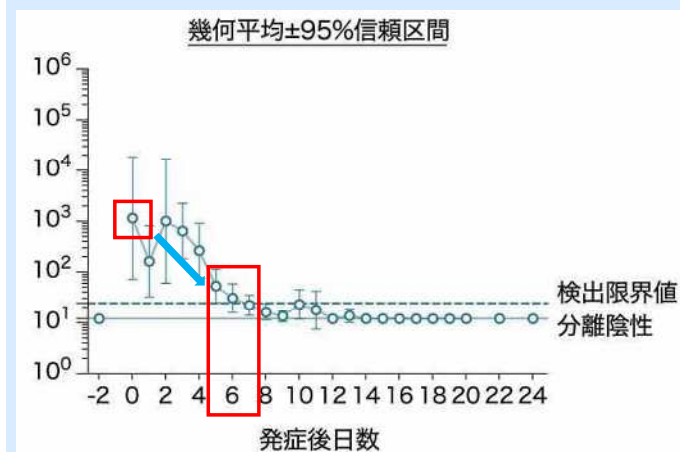
#### ■ インフルエンザ施設内感染予防の手引き（平成25年11月改訂）

インフルエンザ様症状を呈した場合には、症状が改善するまで就業を控えることも検討する。

### ■ 濃厚接触者の考え方

令和5年5月8日以降は、新型コロナ患者の濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められません。同居のご家族が新型コロナにかかった場合には、ご自身の体調に注意してください（※2）。

### 有症状者における感染性ウイルス量（TCID<sub>50</sub>/mL）の推移



出典（令和5年4月5日 第120回アドバイザリーボード資料3-8）

発症後のウイルス排出量の推移を分析したところ、**6日目（発症日を0日目として5日間経過後）前後のウイルス排出量は発症日の20分の1～50分の1**（注）となり、検出限界値に近づく。

（注）発症後5日～7日目のウイルス量。

（※1）発症日を0日目とします。無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

（※2）高齢者施設等内で陽性者が発生した場合には、周囲の方の検査を行政検査として受けられる場合があります。

事務連絡  
令和5年4月28日

各〔都道府県  
指定都市  
中核市〕  
障害保健福祉主管部（局） 御中  
児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、

- ① 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（以下「人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡」という。）
- ② 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和2年2月20日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（以下「就労継続支援事業の取扱い事務連絡」という。）
- ③ 「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（令和3年9月22日版）」（令和3年9月22日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（以下「障害児通所支援に係るQ&A事務連絡」という。）

等でお示ししているところです。

※ これまでの臨時的な取扱い等については、厚生労働省ホームページを御参照ください。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位

置づけの変更（令和5年5月8日以降）に伴い、上記①～③でお示ししている臨時的な取扱いについて別紙のとおり取扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、障害福祉サービス事業所等に対し周知をお願いします。

なお、障害福祉サービス事業の適切な運営のため、「当面の間継続」又は「一定の要件のもとで当面の間継続」とする臨時的取扱いの運用は、新型コロナ感染者等の発生やサービスの継続に必要な感染対策の実施等により通常必要なサービスの提供に影響がある場合に限るよう留意ください。

引き続き、施設・事業所においてはこれまで示してきた必要な感染防止対策等を講じつつ、必要なサービスを適切に提供いただくとともに、今般の取扱いに対応するために施設・事業所において管理運営の変更が必要となる場合には適切な期間を確保した上での変更・報酬算定が可能となるよう、助言・指導をお願いします。

また、令和5年度における就労系サービスの基本報酬に係る実績の取扱いについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等において既にお示ししていることを申し添えます。

【厚生労働省ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

| 連番 | サービス種別等  | 対応の方向性         | 現行の取扱内容  | 5類移行後の取扱内容  |
|----|----------|----------------|--|---|
| 1  | ワクチン接種関係 | 当面の間継続         | 利用者等への接種に職員が従事する場合の人員基準の柔軟な取扱いが可能<br>また、サービス利用中に接種を行う場合に減算を行わない取扱いが可能<br><br>【令和3年4月22日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第12報)～令和3年7月2日付け事務連絡(第15報)】                              | 利用者等への接種に職員が従事する場合の人員基準の柔軟な取扱いが可能<br>また、サービス利用中に接種を行う場合に減算を行わない取扱いが可能<br><br>(取扱いの変更なし)   |
| 2  | 共通       | 一定の要件のもと当面の間継続 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことが可能(体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能)<br><br>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問6】                       | 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことが可能(体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能)<br>※なお、当該特例は、職員が感染者又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る)となった場合に限る。   |
| 3  | 共通       | 一定の要件のもと当面の間継続 | 休業等により、利用者が通常のサービスを受けられない場合、利用児が感染をおそれて通所しない場合などにおいて、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問、電話等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能<br><br>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問5】 | 事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能<br>※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定<br>・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合<br>・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合 |
| 4  | 共通       | 一定の要件のもと当面の間継続 | 各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、電話、メール、テレビ会議等の活用などにより算定可能<br><br>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問12、25、26、27】   | 各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、テレビ会議の活用により算定可能   |
| 5  | 訪問系サービス  | 臨時的な取扱いの終了     | 居宅介護、同行援護及び行動援護について、感染リスクを下げるため訪問時間を短くする工夫を行った結果、サービス提供時間が20分未満となった場合であっても「30分未満」の報酬を算定可能<br><br>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問8】                             | 臨時的な取扱いの終了  |
| 6  | 訪問系サービス  | 臨時的な取扱いの終了     | 上記と同様の場合、重度訪問介護については、1事業者における1日の利用が3時間未満であっても報酬請求が可能であり、サービス提供時間が40分未満となった場合であっても「1時間未満」の報酬を算定可能<br><br>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問8】                      | 臨時的な取扱いの終了  |

| 連番 | サービス種別等 | 対応の方向性         | 現行の取扱内容   | 5類移行後の取扱内容  |
|----|---------|----------------|---|---|
| 7  | 訪問系サービス | 一定の要件のもと当面の間継続 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に人員基準上の必要な資格を持った人員が確保できない場合、当該資格のない者であっても、他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者(ボランティア等で一定の介護経験のある者を含む。)であり、サービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、当該支援に従事可能</p> <p>※基本的には、相談支援事業所等が調整の上、有資格者の派遣が可能な訪問系サービス事業所からサービス提供されることが望ましい。</p> <p>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問9、13】</p>  | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準上の必要な資格を持った人員が確保できない場合については、<u>他の事業所等で障害者等への支援に従事したことがあり、当該支援の提供に支障がないと市町村が認める者であれば従事可能</u></p> <p>※基本的には、相談支援事業所等が調整の上、有資格者の派遣が可能な訪問系サービス事業所からサービス提供されることが望ましい。</p>  |
| 8  | 訪問系サービス | 臨時的な取扱いの終了     | <p>居宅介護の30分未満の家事援助について、外出自粛要請等の影響で、家事援助に時間を要して30分を大きく超えた場合、利用者の同意が得られ、相談支援専門員とサービス提供責任者が必要な連携を図った上で、市町村が必要と認めたとときは、実際に要した時間の単位数を算定可能</p> <p>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問10】</p>  | <p>臨時的な取扱いの終了</p>   |
| 9  | 訪問系サービス | 当面の間継続         | <p>居宅介護職員初任者研修等の講義は従前から通信の方法によることも認めていたが、改めて通信の方法も可能であることを示すとともに、一定の条件を満たす場合には演習についても通信の方法によることが可能</p> <p>【条件】<br/>演習の実施にあたっては、グループでの受講者の能動的参加型学習(アクティブラーニング)の方法により、対面で実施することが望ましいが、以下のすべての要件を満たす場合は、遠隔化しても差し支えない。<br/>①カリキュラム及び内容が遠隔以外の方法に依るものと同等であること。<br/>②演習では、グループ(受講生同士)によるリアルタイムでの討議を行うことなど受講生全員による参加型の学習が可能な方法を探ること。<br/>③演習では、講師による受講者へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。<br/>④演習を実施するグループを構成する受講者数は、必要最低限の人数を単位とすること。<br/>⑤担当する講師または事務局等が、受講生の演習への積極的参加を促し、その点について評価を行うこと(遠隔教育の場に接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと。)</p> <p>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問11】</p> | <p>居宅介護職員初任者研修等の講義は従前から通信の方法によることも認めていたが、改めて通信の方法も可能であることを示すとともに、一定の条件を満たす場合には演習についても通信の方法によることが可能</p> <p>【条件】<br/>演習の実施にあたっては、グループでの受講者の能動的参加型学習(アクティブラーニング)の方法により、対面で実施することが望ましいが、以下のすべての要件を満たす場合は、遠隔化しても差し支えない。<br/>①カリキュラム及び内容が遠隔以外の方法に依るものと同等であること。<br/>②演習では、グループ(受講生同士)によるリアルタイムでの討議を行うことなど受講生全員による参加型の学習が可能な方法を探ること。<br/>③演習では、講師による受講者へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。<br/>④演習を実施するグループを構成する受講者数は、必要最低限の人数を単位とすること。<br/>⑤担当する講師または事務局等が、受講生の演習への積極的参加を促し、その点について評価を行うこと(遠隔教育の場に接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと。)</p> <p>(取扱いの変更なし)</p> |

| 連番 | サービス種別等 | 対応の方向性     | 現行の取扱内容  | 5類移行後の取扱内容 |
|----|---------|------------|--|------------|
| 10 | 訪問系サービス | 臨時的な取扱いの終了 | <p>同行援護等について、感染拡大防止の必要性に鑑み、民間の宅配サービス等他の手段で代替できない場合は、ヘルパーが単独で買い物代行や薬の受け取りの代行等を行うことを報酬の対象とすることが可能</p> <p>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問14】</p>            | 臨時的な取扱いの終了 |
| 11 | 訪問系サービス | 臨時的な取扱いの終了 | <p>居宅介護等について、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者からの要望内容が多岐に渡るケースの増加等により、概ね2時間以上の間隔がなくサービス提供を行った場合も報酬算定が可能</p> <p>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問15】</p>                  | 臨時的な取扱いの終了 |
| 12 | 訪問系サービス | 臨時的な取扱いの終了 | <p>熟練した重度訪問介護従業者の同行支援について、新型コロナウイルス感染症の影響による業務量の増加等により新人の従業者が増えている場合は、障害支援区分6の重度訪問介護利用者1人につき3人を超える従業者を算定可能</p> <p>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問16】</p> | 臨時的な取扱いの終了 |
| 13 | 通所サービス  | 臨時的な取扱いの終了 | <p>送迎加算について、利用者が通所事業所へ通うことを控えているため、一時的に利用者数の要件(1回の送迎につき平均10人以上の利用等)を満たさなくなった場合であっても、加算を算定可能</p> <p>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問7】</p>                 | 臨時的な取扱いの終了 |
| 14 | 通所サービス  | 臨時的な取扱いの終了 | <p>生活介護について、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えた場合でも短時間利用減算を適用しない取扱いが可能</p> <p>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問17】</p>  | 臨時的な取扱いの終了 |
| 15 | 就労系サービス | 臨時的な取扱いの終了 | <p>賃金の支払いについて、新型コロナウイルスへの対応等により、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付費を充てることが可能</p> <p>【令和2年2月20日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第1報)】</p>  | 臨時的な取扱いの終了 |
| 16 | 就労系サービス | 臨時的な取扱いの終了 | <p>都道府県等が認める場合には、経営改善計画の策定の猶予等が可能</p> <p>【令和2年3月2日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第2報)】</p>  | 臨時的な取扱いの終了 |
| 17 | 就労系サービス | 臨時的な取扱いの終了 | <p>工賃の支払いについて、新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合、自立支援給付費を充てることが可能</p> <p>【令和2年3月2日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第2報)】</p>   | 臨時的な取扱いの終了 |



| 連番 | サービス種別等 | 対応の方向性         | 現行の取扱内容  | 5類移行後の取扱内容   |
|----|---------|----------------|--|--|
| 18 | 就労系サービス | 臨時的な取扱いの終了     | <p>対面での支援を避けることがやむを得ない場合であって、テレビ電話装置等を用いた方法による支援環境が整っていない場合には、利用者の同意を得た上で、電話等其他可能な方法により出来る限りの支援を行ったと市町村が認めるときにも、報酬の対象とすることが可能</p> <p>【令和2年3月9日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第3報)記1、令和3年4月23日付事務連絡(第9報)記(2)】</p>  | 臨時的な取扱いの終了   |
| 19 | 入所系サービス | 一定の要件のもと当面の間継続 | <p>新型コロナウイルス感染者が発生した場合など、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣されている場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算における配置職員とみなして算定が可能</p> <p>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問18】</p>  | <p>新型コロナウイルス感染者が発生した場合又は又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る)が発生した場合において、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣されている場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算における配置職員とみなして算定が可能</p>   |
| 20 | 入所系サービス | 当面の間継続         | <p>障害者支援施設が新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者を受け入れた場合に、①健康観察や健康管理など、医師との連携体制や看護職員による専門的なケアも含む体制整備、②退所後の生活に係る相談援助の手間を評価する観点から、地域移行加算について、特例的に、30日間を上限として当該退院患者の入所中に限り算定可能</p> <p>【令和3年2月22日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第9報) 問1～問4】</p>   | <p>障害者支援施設が新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者を受け入れた場合に、①健康観察や健康管理など、医師との連携体制や看護職員による専門的なケアも含む体制整備、②退所後の生活に係る相談援助の手間を評価する観点から、地域移行加算について、特例的に、30日間を上限として当該退院患者の入所中に限り算定可能</p> <p>(取扱いの変更なし)</p>   |
| 21 | 共同生活援助  | 一定の要件のもと当面の間継続 | <p>グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所が休業した場合において、グループホームにおいて昼間に支援を行った場合には日中支援加算(Ⅱ)の算定が可能<br/>他方、グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所の職員が、グループホームへの訪問等によりできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、障害福祉サービス事業所に対し、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の算定が可能。</p> <p>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問19】</p> | <p>グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所が、当該事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合、グループホームにおいて昼間に支援を行った場合には日中支援加算(Ⅱ)の算定が可能<br/>※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定<br/>・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合<br/>・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合</p> |
| 22 | 共同生活援助  | 一定の要件のもと当面の間継続 | <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため入居者が自宅に戻った場合においても、自宅への訪問や電話等による必要な支援を継続している場合、基本報酬や関連する加算について算定が可能</p> <p>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問20】</p>  | <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため入居者が自宅に戻った場合においても、自宅への訪問による必要な支援を継続している場合、基本報酬や関連する加算について算定が可能</p>  |
| 23 | 共同生活援助  | 一定の要件のもと当面の間継続 | <p>新型コロナウイルス感染者が発生した場合など、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣され夜勤や宿直による支援を行う場合、夜間支援等体制加算の算定が可能<br/>※ 上記の取扱いは、宿泊型自立訓練も同様</p> <p>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問21】</p>  | <p>新型コロナウイルス感染者が発生した場合又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る)が発生した場合において、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣され夜勤や宿直による支援を行う場合、夜間支援等体制加算の算定が可能<br/>※ 上記の取扱いは、宿泊型自立訓練も同様</p>   |
| 24 | 相談支援    | 臨時的な取扱いの終了     | <p>新型コロナウイルス感染症への対応のため、モニタリング実施月でない月に、モニタリングを実施した場合、継続サービス利用支援費として算定が可能</p> <p>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問23、24】</p>   | 臨時的な取扱いの終了   |

| 連番 | サービス種別等 | 対応の方向性         | 現行の取扱内容   | 5類移行後の取扱内容  |
|----|---------|----------------|---|---|
| 25 | 相談支援    | 臨時的な取扱いの終了     | サービス利用支援におけるアセスメントや継続サービス利用支援における居宅等への訪問について、電話や文書等の照会によって行うことが可能<br>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問28】   | 臨時的な取扱いの終了  |
| 26 | 地域移行支援  | 臨時的な取扱いの終了     | 地域移行支援及び自立生活援助については、毎月最低2回の利用者への対面又は訪問による支援が報酬の算定要件となっているが、最低2回以上の電話等による支援を行った場合も報酬の算定が可能<br>【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問22】   | 臨時的な取扱いの終了  |
| 27 | 障害児サービス | 臨時的な取扱いの終了     | 学校等が臨時休業をしている場合に、学校休業日の単価の適用が可能(分散登校等の場合も適用可能であるなど、通常より柔軟な適用が可能)<br>【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡 Q20】   | 臨時的な取扱いの終了  |
| 28 | 障害児サービス | 一定の要件のもと当面の間継続 | 放課後等デイサービスについて、居宅への訪問や電話に加え、メールやLINEによるやりとりでも、通常と同額の報酬算定が可能<br>【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡 Q8、Q9】  | 放課後等デイサービスについて、事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能<br>※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定<br>・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合<br>・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合 |
| 29 | 障害児サービス | 臨時的な取扱いの終了     | 家庭連携加算については、電話等による実施が可能<br>【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡 Q4】   | 臨時的な取扱いの終了  |
| 30 | 障害児サービス | 臨時的な取扱いの終了     | 報酬算定に当たって事前の届け出が必要な加算(延長支援加算等)について、本来必要な届出を事後的に行うことが可能<br>【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&Aについて事務連絡 Q19】   | 臨時的な取扱いの終了  |
| 31 | 障害児サービス | 臨時的な取扱いの終了     | 強度行動障害児支援加算等について、従前から当該加算の算定を行っていた児童に限り、算定要件となる職員が不在のときに算定要件でない職員が行った支援について、その後の記録等を算定要件となる職員が確認し、必要な指示等を行った場合に算定が可能<br>【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&Aについて事務連絡 Q5】  | 臨時的な取扱いの終了  |
| 32 | 移動支援事業  | 臨時的な取扱いの終了     | 移動支援事業による外出を予定していた障害者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合、実施主体である市町村等が必要と判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取り扱うことが可能<br>【令和2年3月13日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡】 | 臨時的な取扱いの終了  |